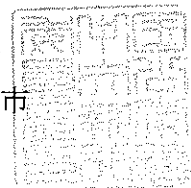


2016年8月9日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 岡部 勘市



2016年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は8日、国会と内閣に対し、官民の給与較差にもとづき国家公務員の本体を708円、0.17%、一時金を0.10月引き上げるとともに、扶養手当「見直し」などを勧告しました。

官民の格差にもとづく賃金改定勧告は、私たちが要求した水準には遠く及ばず、物価上昇にも満たない低額で生活改善につながらない大変不満なものです。

また、勧告には、少なくとも7万人以上が労働条件引き下げとなる扶養手当の改悪が盛り込まれました。しかし、その具体案が示されたのは勧告のわずか1週間前であり、協議する時間の保障はおろか、その合理的理由の説明もなく一方的に不利益変更を勧告したことは断じて認めることはできません。政府として労働組合と誠実に協議することを求めます。

国家公務員の賃金は770万人の労働者に直接影響し、地域経済にも多大な影響を及ぼします。「景気回復」のためにも、国が先行して物価上昇を上回る大幅な賃金引き上げを実施し、すべての労働者の賃金引き上げにむけた政策を展開することが必要です。さらには、政府が「同一労働・同一賃金」「均等待遇」に言及しているもとの、非常勤職員の雇用の安定、賃金・休暇などの労働条件改善をはかることが求められています。

以上のことなどから、下記の要求事項について、誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1. 2016年人事院勧告・報告ならびに意見の申し出の取り扱いにあたっては、国公労連との交渉にもとづく合意のもとで決定すること。
 - (1) 官民較差に基づく給与・処遇の改善をはかること。
 - (2) 労働条件の引き下げとなる扶養手当の改悪は行わないこと。
 - (3) 職場実態に則した両立支援制度の拡充をはかるとともに、十分な制度活用ができるよう職場環境を改善すること。
2. 雇用と年金の確実な接続を実現するため定年年齢の段階的引き上げを行うこと。当面、定員確保を行うなど希望者全員のフルタイム再任用を保障するとともに、給与水準を引き上げること。
3. 非常勤職員の賃金・労働条件の改善をはかり、均等待遇と雇用の安定をはかること。
4. 独立行政法人等の賃金決定に対する不当な介入・干渉を行わないこと。
5. 労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。

以 上